

魚津市告示第77号

魚津市こども家庭センター設置要綱の一部改正について
魚津市こども家庭センター設置要綱（令和7年魚津市告示第19号）の一部
を次のように改正する。

令和7年3月26日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
第1条―第3条 （略） （業務内容） 第4条 こども家庭センターは、次に掲げる業務を行い、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない一体的な支援を実施することとする。 （1） （略） （2） 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第1項第1号から第5号までに掲げる業務 （3） <u>法第6条の3第22項に定める妊婦等包括相談支援事業に関する業務</u> （4） <u>前3号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うために必要な業務</u> <u>2 前項第2号及び第3号に規定する業務（以下「母子保健事業」という。）を行う主たる場所は、魚津市健康センターとする。</u> （職員） 第5条 （略） <u>2 母子保健事業を行うために、保健師、助産師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士その他の母子保健に係る資格を有し、母子保健に関する専門的知識を有する者を専任職員として置く。</u> 第6条 （略）	第1条―第3条 （略） （業務内容） 第4条 こども家庭センターは、次に掲げる業務を行い、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない一体的な支援を実施することとする。 （1） （略） （2） 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第1項第1号から第4号までに掲げる業務 <u>（3） 前2号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うために必要な業務</u> （職員） 第5条 （略） 第6条 （略）

附 則

この告示は、公表の日から施行する。